平成２３年（フ）第４０号
大阪市阿倍野区阪南町１丁目19―25―201、住民票上の住所大阪府大阪市阿倍野区昭和町２丁目10番22号
債務者　堂本　光孝
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東海　伸晃
4　破産債権の届出期間　平成23年11月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月１日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２３年（フ）第２８４号
青森市金沢５丁目14番20号　能登美年方、住民票上の住所青森市大字荒川字藤戸108番地20
債務者　白鳥婦美子
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　　玲
4　破産債権の届出期間　平成23年10月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月21日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９３号
青森県北津軽郡鶴田町大字沖字岡田293番地１
債務者　菊地治右衛門
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　猪原　　健
4　破産債権の届出期間　平成23年10月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月20日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第３７号
奈良県吉野郡大淀町大字北野35番地の10
債務者　佐羅屋こと　更井　正佳
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　茂久
4　破産債権の届出期間　平成23年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月15日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２３年（フ）第２３０４号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字諏訪136番地
債務者　岡田　卓也
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　盛田　裕文
4　破産債権の届出期間　平成23年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月26日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７１４号
北海道江別市野幌東町19番地の２
債務者　細田　勝彦
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉岡　直樹
4　破産債権の届出期間　平成23年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月20日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４３４号
金沢市中村町31番41号　ハイム犀川505号、従前の住所金沢市彦三町１丁目７番11号
債務者　澤野　利彦
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北尾　強也
4　破産債権の届出期間　平成23年10月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月21日午前10時50分
6　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４３６号
金沢市糸田新町18番７号
債務者　横川　嘉一
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山﨑　利男
4　破産債権の届出期間　平成23年10月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月22日午後２時５分
6　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１９７７号
愛知県愛西市日置町八百歩126番地
債務者　榎本　　清
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　眞家　茂樹
4　破産債権の届出期間　平成23年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月18日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０９号
富山県滑川市上小泉2658番地
債務者　久保　輝一
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　賢治
4　破産債権の届出期間　平成23年11月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月16日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２１０号
富山県滑川市上小泉2658番地
債務者　久保　桃代
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　賢治
4　破産債権の届出期間　平成23年11月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月16日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８９３号
広島市安佐南区長束６丁目５番13―３号
債務者　宮田多依子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　健太
4　破産債権の届出期間　平成23年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月27日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４６号
広島県呉市川尻町森３丁目６番85号、申立時の住所広島県呉市下蒲刈町下島3438番地の９
債務者　松浦　良子
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山岡　嗣也
4　破産債権の届出期間　平成23年11月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月14日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１５６号
鳥取県鳥取市気高町上光622番地２
債務者　冨川　昭男
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人河本・森法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成23年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月20日午前10時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
鳥取地方裁判所民事部